

一般社団法人 太陽光発電メンテナンス協会

(目的)

当法人は、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進、とりわけ再生可能エネルギー（太陽光発電システム他）の普及および長期安定的発電と積極的利用を図るため次のことを目的とする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電システム他）のメンテナンスの実施や関係法令の遵守等により電気事業者による適正な運営・管理の確保を図ること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電システム他）の運転・維持管理技術の向上及び普及を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの効率的な利用の推進を図ること。

(事業)

当法人は、目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギーの普及啓発活動事業
- (2) 太陽光発電システムメンテナンスセミナーの実施運営事業
- (3) 太陽光発電システム導入者へのメンテナンス等の事業計画の立案を支援する事業
- (4) 太陽光発電システムの保守・点検技術の情報収集と情報等の提供事業
- (5) 太陽光発電所総合メンテナンスの実施事業
- (6) 太陽光発電システムの企画・立案・運営等に関する相談事業
- (7) 協会員へのメンテナンス機器の選定・測定技術の向上等の研修事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業に附帯又は関連する一切の事業

会員等規定

第一条 会員等の種類

当法人の会員は「オーナー会員」「メンテナンス会員（社員）」「サポート会員」とする。

- 1) オーナー会員は、太陽光発電所の所有者または、これから所有の予定者で議決権を有しない。
- 2) メンテナンス会員は当法人の社員とし、太陽光発電所のメンテナンス業務を行う会員で、法人とし議決権を有する。
- 3) サポート会員は、測定器メーカー、その他太陽光発電に関する資機材を取り扱っており、当法人が認めた法人で議決権は有しない。

第二条 会員の入会と義務

会員または社員は、当法人に対して入会申し込み書を提出し代表理事の承認決

済の上入会を認める。会員は第三条の会費の支払い義務を負う。

- 2) 期日内に会費を支払わない会員（オーナー会員、サポート会員）は資格を失う。メンテナンス会員は社員の資格を失う。
- 3) 会員は、会の運営に積極的に協力し、会のすべての内容について守秘義務を負う。退会後も同様とします。

第三条 会費の納入

会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日とし、指定の金融機関に期日までに下記の金額を振り込む。

- 1) オーナー会員は、年会費4,000円とし、入会申し込みと同時に協会に支払う。ただし、入会時に会計年度の6ヶ月未満の場合は2,000円とする。
- 2) メンテナンス会員は、入会金100,000円、毎月会費15,000円を支払う。また、必要に応じて特別会費を徴収する場合がある。
- 3) サポート会員は、年会費50,000円を入会時に一括で支払う。

第四条 会員は次のサービス等を受けることができる。

- 1) オーナー会員（発電所所有者または、これから所有の計画がある方）
 - ・「改正FIT法」の適合と運用へのサポート（相談受付）を行います。
 - ・当協会の優良メンテナンス会員による、太陽光発電所の運用・メンテナンスのサポート（有料、ただし一般価格の10%割引）を行います。
 - ・法改正や有用な最新情報をお知らせします。
 - ・セミナー開催
 - ・その他必要なサービス
- 2) メンテナンス会員（社員）
 - ・太陽光発電メンテナンス技術習得。（有料）
 - ・当法人が受注したメンテナンス業務の全部、または、一部の発注。
 - ・当法人に所属するサポート会員からの測定器等の販売、測定結果の判断アドバイスを受けることができる。
- 3) サポート会員
 - ・メンテナンス会員への資機材やサービスの優先販売を行うことができる。

第五条 退会

退会は任意とし、退会届を代表理事に提出し、受理されれば退会となる。自己都合による大会の場合の既納会費は返却いたしません。社員の退会は定款第9条による、入会金、既納の会費は返却しません。